# 株式会社インターメスティック　定款

# 第１章　総　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社インターメスティックと称し、英文では、INTERMESTIC INC.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
①　商標権の管理及び売買
②　広告代理店業
③　各種イベントの企画、制作業務
④　フランチャイズチェーン店の加盟募集と経営指導
⑤　各種衣料繊維製品及び装飾雑貨の製造販売及び輸出入
⑥　眼鏡レンズ、眼鏡フレーム、サングラスの製造販売及び輸出入
⑦　眼鏡・コンタクトレンズのケース、クリーナーその他の眼鏡・コンタクトレンズ付属品の製造販売及び輸出入
⑧　眼鏡店の経営コンサルティング事業
⑨　眼鏡玉摺機、眼鏡型取り機、検眼機及びその付属機器の製造販売及び輸出入
⑩　医療機器、医療用材料の製造販売及び輸出入
⑪　人材派遣業
⑫　宝飾品、アクセサリーの製造販売及び輸出入
⑬　コンピュータ及び周辺機器並びにソフトウエアーの販売
⑭　店舗改装工事業務
⑮　その他上記に付帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
①　取締役会
②　監査等委員会
③　会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１２２，４００，０００株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、１００株とする

（単元未満株式の権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
①　会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

② 会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利
③ 株式の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第11条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第３章 株主総会

（定時株主総会の基準日）
第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年１２月３１日とする

（招集の時期）
第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（招集権者及び議長）
第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議に基づいて、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故又は欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）
第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議 決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第４章　取締役及び取締役会

（員数）
第19条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は１０名以内とする。
2.　当会社の監査等委員である取締役は、４名以内とする。

（選任方法）
第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。
2.　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3.　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（取締役の任期）
第21条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4.　会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（役付取締役）
第22条　取締役会の決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）
第23条　取締役会の決議によって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）
第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2.　取締役社長に事故又は欠員があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2.　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の省略）
第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役への委任）
第27条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）
第28条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項は、議

事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（報酬等）
第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）
第30条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第４２３条第１項に定める取締役（取締役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。
2.　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第４２３条第１項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金５００万円以上であらかじめ定めた金額又は法令に定める額のいずれか高い額とする。

## 第５章　監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）
第31条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2.　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第32条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会議事録）
第33条　監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

（監査等委員会規則）
第34条　監査等委員会に関するその他の事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規則」による。

## 第６章　計　算

（事業年度）
第35条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から同年１２月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等）
第36条　当会社は、取締役会の決議によって、会社法第４５９条第１項各号に掲げる事項を定めることができる。
2.　当会社は、毎年６月３０日又は１２月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

（配当金の除斥期間）
第37条　配当金が、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
2.　未払いの配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第３３回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。）

以上

（２０２６年3月２６日　改正）